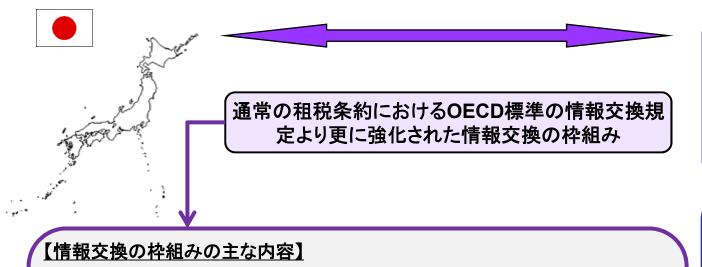
日・ケイマン租税協定

【条約締結の背景】

- 租税に関する国際標準を十分に実施していない国・地域を通じた**国際的な脱税及び租税回避行為を防止**するため、**国際的な情報交換ネットワークの整備・拡充**が急務。
- 特にOECDは、モデル条約(OECDモデル情報交換協定)を策定し、各国がこれを利用してタックス・ヘイブンとの間の租税に関する情報交換のための法的枠組みを整備するよう慫慂。
- 〇 米国や英国を始めとするOECD加盟国は、租税に関する情報交換を主眼とした協定を多数署名又は締結してきており、<u>我</u> <u>が国としてもこのような協定を締結すること</u>によって国際的な取組に貢献することが喫緊の課題。



- 一定の拒否事由に当たらない限り、必ず要請に応じて情報提供する必要あり
- 情報交換のための詳細な手続
- 自己の課税目的がない場合の情報入手・提供義務
- 銀行等の金融機関が保有する情報も提供対象
- 提供された情報の秘密保持



【ケイマン諸島】

英国の海外領土(旧属領)のひとつ。 ケイマン諸島に進出している日本企 業数は30社、現地法人数は69社 (東洋経済新報社(2010年))。

英国が対外関係に責任を負っているが、独自の法制度の下で自治を行っている。いわゆるタックス・ヘイブンに該当し、所得に対する課税がない。米国等の先進国との間で、これまで租税に関する情報交換協定20本に署名。